

(1) 飲食店等への要請 【特措法第45条第2項】

施設の種類	内訳	要請内容
飲食店等 カラオケ店 結婚式場	酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む） 又はカラオケ設備を 提供する 場合	休業要請
	酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む） 及びカラオケ設備を 提供しない 場合 ※期間中、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む） 及びカラオケ設備の提供を 取りやめる場合を含む	営業時間 短縮要請 <u>20時まで</u>
<p>感染防止対策（特措法施行令第5条の5各号）の徹底を要請 【特措法第45条第2項】</p> <p>「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」「発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただく」「アクリル板の設置や座席間隔確保など飛沫感染防止の措置」「手指消毒の徹底」「マスク着用の呼びかけ」「換気の徹底」等</p>		
<p>結婚式場への協力依頼（働きかけ）</p> <p>できるだけ1.5時間以内、50人又は収容定員50%のいずれか少ない人数での開催について協力依頼</p>		

*飲食店等・・・食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗（宅配やテイクアウトを除く）

*カラオケ店・・・食品衛生法上の飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

*結婚式場・・・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において結婚式を行う場合も同様

※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当見込まれる施設は時短要請の対象外。
 ただし、感染防止対策の徹底や酒類提供及びカラオケ設備の提供自粛については要請対象。

(2) 大規模商業施設等への要請

【床面積1,000㎡超】

施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等（図書館を除く）
運動施設及び遊技場	体育館、スケート場、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、屋内・屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地等

要請内容

- ・ 営業時間短縮要請 20時まで（映画館は21時まで） **【特措法第24条第9項】**
（イベント開催の場合は21時まで）
- ・ 業種別ガイドラインの遵守 **【特措法第24条第9項】**
- ・ 入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底 **【特措法第45条第2項】**

例：出入口センサー等の設置等 入場者・滞留者の計測による人数管理、出入口数の制限や駐車場の収容上限の一時的削減による人数制限、入場人数の記録、入場整理券の配布、事前のWeb登録による人数管理、アプリでの混雑状況の配信等、施設の態様に応じた対策

- ・ 入場整理等を行っている旨ホームページ等で周知（協力依頼）
- ・ 酒類の提供（利用者による持込含む）及びカラオケ設備の使用は可能な限り控える（協力依頼）
- ・ セール等の集客イベントは可能な限り控える、特に土日の開催は控える（協力依頼）

(2) 大規模商業施設等への要請

【床面積1,000㎡超】

施設の種類	施設例
運動施設及び遊技場	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場等
物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店等（生活必需物資を除く）
サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業等（生活必需サービスを除く）

要請内容

- ・ 営業時間短縮要請 20時まで **【特措法第24条第9項】**
- ・ 業種別ガイドラインの遵守 **【特措法第24条第9項】**
- ・ 入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底 **【特措法第45条第2項】**

例：出入口センサー等の設置等 入場者・滞留者の計測による人数管理、出入口数の制限や駐車場の収容上限の一時的削減による人数制限、入場人数の記録、入場整理券の配布、事前のWeb登録による人数管理、アプリでの混雑状況の配信等、施設の態様に応じた対策

- ・ 入場整理等を行っている旨ホームページ等で周知（協力依頼）
- ・ 酒類の提供（利用者による持込含む）及びカラオケ設備の使用は可能な限り控える（協力依頼）
- ・ セール等の集客イベントは可能な限り控える、特に土日の開催は控える（協力依頼）

※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当見込まれる施設は時短要請の対象外。
ただし、感染防止対策の徹底や酒類提供及びカラオケ設備の提供自粛については要請対象。

(2) 大規模商業施設等への要請

【床面積1,000㎡以下】

施設の種類	施設例	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	<ul style="list-style-type: none">・営業時間を20時までに短縮するなど可能な限りの対策の検討（協力依頼）・業種別ガイドラインの遵守【特措法第24条第9項】・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底【特措法第24条第9項】・入場整理等を行っている旨ホームページ等で周知（協力依頼）・酒類の提供（利用者による持込含む）及びカラオケ設備の使用は可能な限り控える（協力依頼）・セール等の集客イベントは可能な限り控える、特に土日の開催は控える（協力依頼）
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等（図書館を除く）	
運動施設及び遊技場	体育館、スケート場、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、屋内・屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地等	
	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場等	
物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店等（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業等（生活必需サービスを除く）	

※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当見込まれる施設は時短要請の対象外。
ただし、感染防止対策の徹底や酒類提供及びカラオケ設備の提供自粛については要請対象。

(3) その他施設への協力依頼

施設の種類	施設例	要請内容
学校	幼稚園、小学校、中学校、高校等	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の徹底 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等
保育所等	保育所 介護老人保健施設等	
大学等	大学等	
集会場等	葬祭場	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の徹底 ・酒類の提供(利用者による持込含)を控える
図書館等	図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底
遊興施設	ネットカフェ、マンガ喫茶等	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底 ・酒類の提供(利用者による持込含)及びカラオケ設備の利用を控える
商業施設	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店等	
学習塾等	自動車教習所、学習塾等	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の徹底 ・オンラインの活用等

(4) イベント開催について 【特措法第24条第9項】

(ア) 人数上限	(イ) 収容率
5,000人	収容定員の50%

- ・参加人数は(ア)(イ)のうち少ない方を基準として開催
- ・開催時間は21時まで